

J A 竜ヶ崎行動計画

職員が仕事と子育てを両立支援させることができ、全職員が働きやすい環境をつくることによって、全職員の能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年2月1日から平成33年1月31日

2. 内 容

目 標 1 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中の1人以上取得すること。

女性職員・・・取得率を80%以上とすること。

(対策)

育児・介護休業等に関する規程及び育児休業制度の周知徹底をはかる。

目 標 2 計画期間内に所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

(対策)

所定外労働の原因の分析及び対応策の策定。